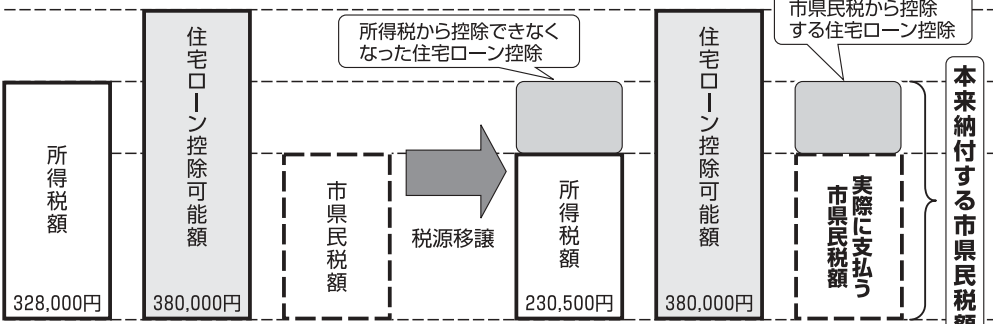


平成20年度 市県民税税制改正のお知らせ

《市県民税に住宅ローン控除・所得変動による経過措置等が新設》

《問合せ先》
 市民税グループ
 ☎ 0798-35-3267
 ※西宮市ホームページ
 （アドレスはページ下参照）でも
 税制改正の説明がご覧になれます。

《住宅ローン控除イメージ図》「例」平成19年末 住宅ローン控除可能額38万円の場合
 税源移譲前の税率（平成18年分）



※この例の場合で例えば住宅ローン控除可能額が20万円の時は、税源移譲後の所得税額230,500円から全額控除できるため、市県民税の住宅ローン控除対象にはなりません。
 ※住宅ローンの返済により、通常、平成18年から平成19年中にかけて住宅ローン控除可能額は減少しますが制度説明のため返済分は見込んでいません。

《控除額の計算方法》

$$\text{市県民税から控除される住宅ローン控除} = \text{次の(1)、(2)のいずれか少ない額} - \text{税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額(住宅ローン控除前)}$$

(1) 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額
 (2) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額(住宅ローン控除前)

■「平成19年分給与所得の源泉徴収票」から市県民税住宅ローン控除の対象となるか確認ができます

次の①～②に該当すれば、市県民税の住宅ローン控除の対象となります。源泉徴収票の摘要欄①に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票②の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合。
 ※①の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に金額の記載がなければ住宅ローン控除の対象になりませんのでご注意ください。

市役所へ提出される方の「住宅ローン控除」申告受付場所及び日時

甲東・瓦木・鳴尾支所は、12時～13時は受付できません。
 甲東・瓦木・鳴尾支所は、下記受付日以外での受付は行っていません。市役所市民税グループで申告をしてください。
 受付日はいずれも土・日曜日・祝日を除きます。
 申告書の提出を郵送で行う場合は、申告書に必要事項を記入し必ず源泉徴収票（原本）を同封のうえ、〒662 8567西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所市民税グループ宛へお送りください。
 窓口が混み合うことが予想されますので郵送で提出されることをおすすめします。

受付場所	受付日・時間
西宮市役所 (2階 市民税グループ) 西宮市六湛寺町10-3	1月25日(金)～3月17日(月) 午前9時～午後5時30分
塩瀬支所(北部税務) 名塩新町1 塩瀬センター	2月18日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後5時30分
山口支所(北部税務) 山口町下山口4丁目3-8	
甲東支所 (アブリ甲東3階) 甲東園3丁目2-29	2月20日(水)～2月22日(金) 午前9時30分～午後4時30分
瓦木支所 瓦林町8-1	2月25日(月)～2月27日(水) 午前9時30分～午後4時30分
鳴尾支所(2階会議室) 鳴尾町3丁目5-14	2月28日(木)～3月4日(火) 午前9時30分～午後4時30分

申告書の提出先
 「所得税の確定申告をされない方」は市区町村へ申告
 対象者は適用を受けようとする年度ごとに、その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに次の書類をその年の1月1日に居住する市区町村へ提出する必要があります。
 (イ) 市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみを有して確定申告書を提出する納税者用) 申告書

出しない納税者用)
 (ロ) 源泉徴収票(原本) (摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されている必要があります。)
 (ハ) 申告書に「住宅借入金等の年末残高合計金額」の記入が必要で、(ローン残高が不明の時は、勤務先で金額を確認してください。コピー等の添付は必要ありません。)
 給与所得者の方で、医療費控除などの確定申告をされる場合は、税務署に(確定申告書を提出する納税者用) 申告書を提出してください。

を提出してください。
 申告用紙(給与収入のみを有して確定申告書を提出しない納税者用)は市役所市民税グループ・各支所窓口(サービスセンター除く)で配布しています。西宮市ホームページからもダウンロードできます。
「所得税の確定申告をされる方」は税務署へ申告
 「確定申告書を提出する納税者用)市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」で計算し、

市県民税の住宅ローン控除額があれば、確定申告書とともに税務署に提出してください。確定申告書を郵送する場合は、必ず市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書も同封し送付してください。
 申告用紙(確定申告書を提出する納税者用申告書)は、税務署・市役所市民税グループ・各支所(サービスセンター除く)で配布しています。西宮市ホームページからもダウンロードできます。

住宅ローン控除 Q & A

- 【Q1】市県民税の住宅ローン控除額はどうか決まるの？
 「A1」市県民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から、「税源移譲後の税率を用いて算出した所得税額」を差し引いた金額となります。
- 【Q2】どういった場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となるの？
 「A2」給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となります。
- 【Q3】今まで住宅ローン控除が使いきれずに残っていました。これからは市県民税で控除できるの？
 「A3」税源移譲により減額
- 【Q4】市県民税はいつから控除になるのですか、税金は返してもらえますか？
 「A4」平成20年3月17日までに申告した分は、平成20年6月からお支払いになる市県民税で控除になります。還付になるわけはありませんが、平成20年度に納める市県民税が住宅ローン控除分少なくなります。